

近代日本植民地における「憲兵警察制度」に見る「統治様式の遷移」

——朝鮮から関東州・「満洲国」へ

松田利彦

はじめに

近代日本の植民地統治を研究する際には、一般に、「本国政府の一元的植民地政策の欠如」⁽¹⁾が暗黙の前提とされてきた。たしかに、日本は、イギリス・ドイツ・フランスにおける植民省のような植民地政策立案・統治人材育成のための強力な官庁を中央政府にもたなかった。そして、統治・領有形態をとってみても日本の領土への編入（台湾・樺太・朝鮮）、租借地（関東州）、委任統治領（南洋群島）、傀儡国家（満洲国）というように多種多様であることをはじめ、各植民地における地方制度・教育制度・警察制度・統治機構への現地民族の編入の度合いなど、いずれをとっても類似点より相違点の方がはるかに容易に指摘できる。このような事実をふまえて、日本植民地に対する研究は、基本的に各地域別に分節されたかたちで進

められてきた。

しかし、近年、このような従来の枠組みに対して、近代日本と東アジア植民地の相互関係を総体的に追究しようとするいわゆる「帝国史」研究が隆盛し、新しい研究潮流として定着しつつある。⁽²⁾本稿は、植民地朝鮮にはじまりその後いくつかの日本植民地で導入された「憲兵警察制度」を素材に植民地統治手法・意匠の拡散と変容を考察することで、「帝国史」という研究手法の可能性と限界について考えてみようとするものである。

ここで特に念頭においているのは、「満洲国」（以下、「満洲」「満洲国」の括弧を省略する）研究において山室信一氏が提唱された「統治様式の遷移」という視角である。氏の説明を借りれば、「統治様式の遷移」とは「満洲国以前の日本の軍政や植民地経営、権益の拡張などで用いられた統治様式が、満洲国統治に継受されるにあた

って受け入れる側の諸条件に規定されつつ、いかに変容を受け、漸次いかに異なった統治様式として新たな地域に受け継がれていったかという態様の変移をさす」とされている。⁽³⁾

このような概念が、植民地帝国日本の全体像をトータルに理解・批判するうえで一定有効であり、山室氏の提言が研究史上重要な意義をもっていることは十分に評価されてしかるべきだろう。しかし、「統治様式の遷移」の行跡を実証的に跡づけることはさほど簡単ではない。一見類似した統治様式が複数の植民地に見いだされたとしても、先行する植民地の統治様式が後続する他の植民地に「遷移」したことを論証するためには、その継受の過程を明らかにせねばなる偶然の一致の可能性は排せないだろう。また、仮に「統治様式の遷移」が生じた場合においても、先に引用した山室論文にも論及されている如く、時代的・地域的制約にともなう改編・変容も常に考慮せねばならない。こうした点を考慮すると、「統治様式の遷移」はいまだ多分に仮説的概念の段階にある概念であり、植民地帝国日本の実像を明らかにするうえでどこまで有効性があるのかはさらなる検討を要するだろう。

さて、憲兵警察制度が複数の植民地で導入されたこと自体は既に先行研究で指摘がなされており、満洲国における「軍警統合制度」を研究した飯嶋満氏は以下のような問題提起をしている。⁽⁵⁾

軍隊に警察を統合させるといふ手段は満洲国に限ったものではない。一九一〇〜一九一九年、朝鮮において「憲兵警察制度」が実施されている。また関東州においても一九一七〜一九一九年に駐劄憲兵に警察官を兼任させる「警憲統合制」が実施されている。……「統治様式の遷移」という点からすれば、朝鮮・関東州の前例は何らかの影響を与えているはずである。……前例からの制度的継承があるのか、それとも断絶がみられるのか、今後の検討を要する。

本稿は直接的には、このような飯嶋氏の問題提起に触発されたものである（ただし、筆者は満洲国の軍警統合制度を朝鮮憲兵警察制度の「遷移」とは考えておらず、この点では飯嶋氏と見解を異にする。注(40)参照）。

ともあれ、以上のような問題を念頭におきながら、植民地初期の朝鮮で導入された憲兵警察制度が関東州・満洲へと「遷移」している様相を跡づけるため、本稿は、次のような構成をとっている。

第一章では、朝鮮における憲兵警察制度の制度的検討をおこなった。「遷移」の前提となる出発点の朝鮮憲兵警察制度が正確に理解されていなければ、後続各植民地での類似の制度がどのような変容を被っていたかを測ることは不可能であるからである。第二章・第三章では、「遷移」の実例として、関東州における「憲兵警察制度」

と満洲国における「在満大使館警務部」設置による在満警察機関統合の試みとをとりあげた。その際、当事者（制度の導入者・反対者双方を含む）が朝鮮の憲兵警察制度をモデルとして認識していたことを資料的に確認することで、できるかぎり歴史内在的に「遷移」を跡づけようと努めた。と同時に、これらの地域での憲兵警察制度が実際にどの程度植民地朝鮮のオリジナルを引き写したものであったか、「遷移」の際の制度的変容にも目を向けた。

以上のような考察は、憲兵警察制度という特定の対象に議論を収斂させてしまうことで、山室氏の提唱した「統治様式の遷移」というスケールの大きな仮説の魅力を相当に損ねてしまうかもしれない。そのことは筆者自身も自覚している。しかし、このような実証研究が、「帝国史」の射程と限界を考えるうえでは避けて通れない作業だろうとも考えている。

一 一九一〇年代朝鮮における「憲兵警察制度」

本章では、一九一〇年代朝鮮における憲兵警察制度について概観する。制度創出の過程・運用の実態・改編過程などの問題については既に筆者自身がいくつかの論考を発表している¹⁾ので、行論に必要な限りでの制度的側面の検討にとどめたことをお断りしておく。

憲兵警察制度は、日露戦争以降、朝鮮で分立していた警察機構を統合することで生みだされた。一九〇六年に韓国統監として赴任し

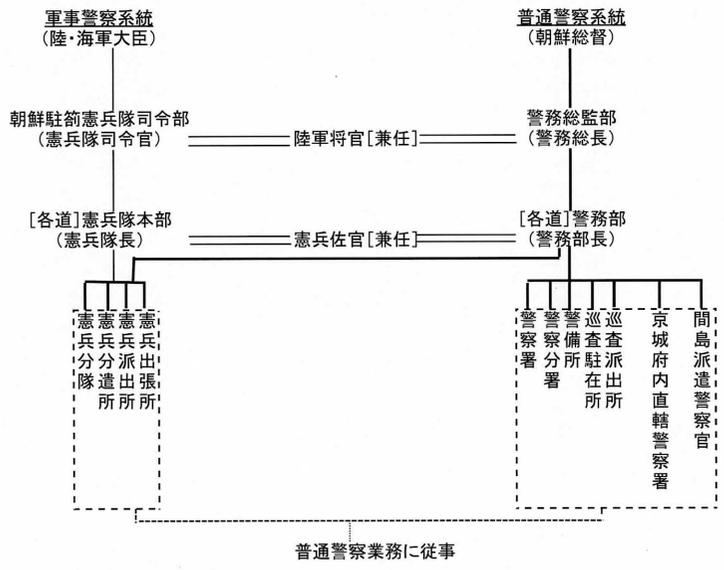
た伊藤博文は、日露戦争期以来の韓国駐劄軍・韓国憲兵隊⁶⁾を中心とするあからさまな軍事的支配を避け、治安の主体を日本軍・憲兵から韓国警察（大韓帝国の国家機構たる警務庁および地方警察）に移すと同時に、日本人警務顧問を活用し日本人官僚の支配のもとで韓国警察を充実させる構想を示した。しかし、伊藤の治安構想は、一九〇七年の第三次日韓協約締結以降の義兵運動の高揚、およびそれともなう憲兵隊の大規模な拡張と権限の強化によって修正を余儀なくされた。伊藤とその継承者を自認した第二代統監曾禰荒助の路線は本国の寺内正毅陸相・元老山県有朋らによって否定され、韓国「併合」（以下、括弧を省略する）直前の一九一〇年六月、韓国警察を憲兵隊に吸収合併するかたちで創出されたのが憲兵警察制度である⁷⁾。

憲兵警察制度は、韓国警察（文官警察）と韓国憲兵隊の対立・競合とその解消という歴史過程を経て成立した結果、両者を統合した機構となっている。そして、中央の警務総長、各道の警務部長を、それぞれ朝鮮駐劄憲兵隊司令官（陸軍将官）、同憲兵隊長（憲兵佐官）が兼任することで、文官警察官に対する指揮権の中枢を憲兵が掌握していた（図1）。

また、本来軍事警察を職務とした憲兵には普通警察事務を遂行する権限が与えられ、文官警察官の配置された警察署や巡查駐在所とともに、憲兵分隊・憲兵分遣所等が警察官署として機能した。そし

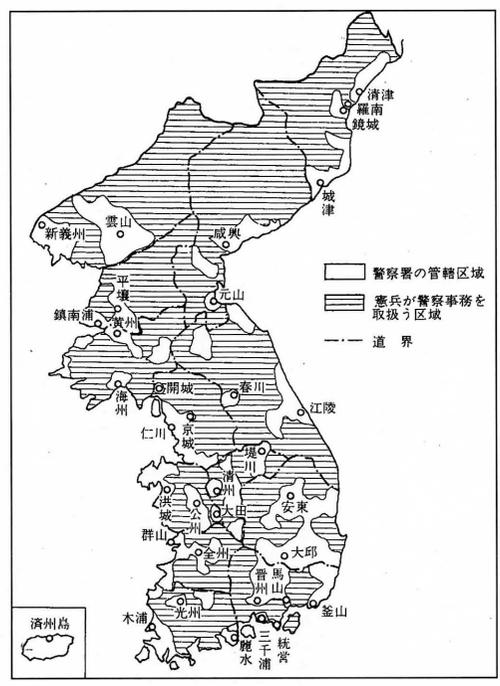
て、実際には文官警察の管轄区域に比し憲兵が普通警察事務を行う区域の方がはるかに広大な面積を占めた(図2参照。なお、一九一八年末現在普通警察事務を扱う憲兵数は七九七八名、文官警察官は五四〇二名)。そしてこのように憲兵を主体とした警察機構が、義兵などの抗日勢力に対する情報収集・討伐などの治安維持業務に加え、犯罪即決処分、衛生事務、戸籍事務など多方面にわたる司法・行政事務

図1 朝鮮における憲兵警察機構(概略図)



普通警察業務に従事
 出典：朝鮮総督府編刊『施政二十五年史』(1935年)33頁の図を補訂した。
 注1：勅令第343号「朝鮮憲兵隊条例」公布(1910年9月)直後の組織を想定している。
 2：太い実線(—)は普通警察の指揮系統を、細い実線(—)は軍事警察の指揮系統を表す。また、=は兼任を表す。

図2 憲兵と文官警察の管轄区域(1914年3月現在)



出典：糟谷憲一「アジアの民族運動と日本帝国主義」(『講座 日本歴史』第9巻、東京大学出版会、1985年)126頁。原資料は、楠瀬彦彦陸軍大臣宛明石元二郎朝鮮駐劄憲兵隊司令官「憲兵警察配置変更ニ関スル件報告」付図(前掲『密大日記』大正3年-1、所収)と思われる。

務を担った。このような憲兵警察制度は、一九一九年の三・一独立運動の衝撃を受けておこなわれた一連の制度改革のなかで普通警察制度に改編され、幕を下ろすことになる。⁽⁸⁾
 ともあれ、憲兵警察制度は、機構内での組織原則の面でも朝鮮民族に対する支配の面でも憲兵が主軸をなす、きわめて軍事色の強いものだったことに特徴がある。憲兵警察制度は「かやうに強力なる

表1 朝鮮憲兵隊職員の文官警察官への任用比率(1911~18年)

	朝鮮駐劄憲兵隊職員		警察官として任用された者		任用比率 ((b)×100/(a))	
	官職	人数(a)	官職	人数(b)		
1911年5月	将校	陸軍将官(憲兵隊司令官)	1	警務総長	1	100.0
		憲兵佐官(憲兵隊長等)	14	警務部長・警視	14	100.0
		憲兵尉官(憲兵分隊長等)	101	警視	101	100.0
	准士官	憲兵特務曹長	20	警部	20	100.0
		憲兵曹長	14	警部	11	78.6
	下士	憲兵軍曹	125	警部	62	49.6
		憲兵伍長	337	警部	28	8.3
	計	612	計	237	38.7	
1912年5月	将校	陸軍将官(憲兵隊司令官)	1	警務総長	1	100.0
		憲兵佐官(憲兵隊長等)	15	警務部長・警視	15	100.0
		憲兵尉官(憲兵分隊長等)	97	警視	95	97.9
	准士官	憲兵特務曹長	20	警部	20	100.0
		憲兵曹長	38	警部	36	94.7
	下士	憲兵軍曹	111	警部	61	55.0
		憲兵伍長	284	警部	42	14.8
	計	566	計	270	47.7	
1914年5月	将校	陸軍将官(憲兵隊司令官)	1	警務総長	1	100.0
		憲兵佐官(憲兵隊長等)	15	警務部長・警視	15	100.0
		憲兵尉官(憲兵分隊長等)	96	警視	92	95.8
	准士官	憲兵特務曹長	20	警部	20	100.0
		憲兵曹長	53	警部	53	100.0
	下士	憲兵軍曹	251	警部	229	91.2
		憲兵伍長	448	警部	217	48.4
	計	884	計	627	70.9	
1916年5月	将校	陸軍将官(憲兵隊司令官)	1	警務総長	1	100.0
		憲兵佐官(憲兵隊長等)	15	警務部長・警視	15	100.0
		憲兵尉官(憲兵分隊長等)	96	警視	95	99.0
	准士官	憲兵特務曹長	20	警部	20	100.0
		憲兵曹長	52	警部	52	100.0
	下士	憲兵軍曹	250	警部	234	93.6
		憲兵伍長	446	警部	337	75.6
	計	880	計	754	85.7	
1918年5月	将校	陸軍将官(憲兵隊司令官)	1	警務総長	1	100.0
		憲兵佐官(憲兵隊長等)	15	警務部長・警視	15	100.0
		憲兵尉官(憲兵分隊長等)	97	警視	96	99.0
	准士官	憲兵特務曹長	20	警部	20	100.0
		憲兵曹長	52	警部	45	86.5
	下士	憲兵軍曹	249	警部	228	91.6
		憲兵伍長	445	警部	296	66.5
	計	879	計	701	79.7	

出典：内閣印刷局編『職員録』より算出。

注1：『職員録』の「陸軍-朝鮮駐劄憲兵隊」に記載されている職員全員について、『職員録』の「朝鮮總督府-警務総監部、各道警務部」の職員と氏名を照合して、憲兵のうち文官警察官に任用された者の比率を割り出した。

注2：上記の憲兵職員数が『朝鮮總督府統計年報』『陸軍省統計年報』と必ずしも一致しない理由は不明。

警察制度は全世界に例のないところ⁽⁹⁾と評され、また現役軍人が現役のまま部外の文官職には進出しないという当時の原則からの例外でもあった⁽¹⁰⁾。憲兵警察制度が總督武官専任制とともに、一九一〇年代のいわゆる「武断政治」を支える二本柱の一つといわれてきたのもこのような理由による。にもかかわらず、その制度的・法的側面からの考察は十分に行われていない。

たとえば、朝鮮憲兵隊のなかでどの程度の割合の憲兵が普通警察業務に従事していたのか、という基本的な問題について、矛盾する二つの説明が今日まで併存していることに、それがあらわれている。一つの見解は単純に朝鮮憲兵隊所属の憲兵は全員、普通警察業務に携わっていたとするものであり、先行研究の多くはこのような解釈を暗黙の前提として議論している。もう一つの見解は、「警察署がない地域では憲兵分隊や分遣所が警察業務を代わりに遂行した。したがって憲兵将校や下士官は必要に応じて警視や警部職を兼任した⁽¹¹⁾」とするものである。この見解に立つと、「一九一〇年代の場合⁽¹²⁾」(傍点・引用者) ことになり、第一の見解とは明らかに両立しがたい。

結論からいうと、右の二つの解釈は実はいずれも誤りである。少なくとも初期の一時期は、第一の議論のように、朝鮮憲兵隊職員全員が普通警察業務に従事していたのではないし、第二の見解に関し

ては、「憲兵の文官警察官職(警視・警部など)への任用」と「憲兵の普通警察業務従事」が一体化して捉えられているが、両者を規定する法令は別個に出されたものであり、法令の意図もそれぞれ異なる。

以上のような点を念頭において、憲兵警察制度下における「憲兵の文官警察官職への任用」と「憲兵の普通警察業務従事」とをいったん区分し、それぞれの依拠法令にさかのぼり、その運用実態を検討したい。

まず、第一の「憲兵の文官警察官職への任用」についてみると、これまで十分に認識されていなかったことだが、特に一九一〇年代初期は全体として任用されなかった者が多数派を占めている。これは、内閣印刷局編刊『職員録』各年版の分析によって明らかにできる。「職員録」の「陸軍省」―「朝鮮駐劄憲兵隊司令部」の項に記載された下士以上の朝鮮憲兵隊職員の氏名と、「朝鮮総督府」―「警察官署」の項に記載された文官警察官職(警部以上)に任用された憲兵の氏名とを照合すれば、朝鮮憲兵隊司令部所属職員のうち誰が朝鮮総督府の文官警察官職に任用されたかを調べられるからである⁽¹³⁾。「武断政治」期を通して、これを調査したのが表1である。表1を一見して明らかのように、憲兵の階級と警視・警部などの警察官職への任用との間には相関関係がある。すなわち、年度を問わず、階級が上位の将校・准士官クラスはほぼ100%警察官として任

用されていたが、下士の場合はそうでなく、おおむね憲兵曹長・軍曹・伍長と階級が下がるにつれ警部への任用率は下がっている。

このような任用率の違いには、憲兵の文官警察官への任用システムを規定した法令が関わっている。憲兵警察制度を成立させた一九〇一年六月の二つの勅令、すなわち、①勅令第二九六号「統監府警察官署官制」と②勅令第三〇二二号「統監府警務総長、警務部長、警視、警部ノ任用及分限ニ関スル件」がそれに当たるとする(両勅令は韓国併合後の九月、それぞれ勅令第三五八号、勅令第四〇二二号により、「韓国」↓「朝鮮」および「統監」↓「朝鮮総督」などの字句の修正が行われている。以下に引用する場合は改正後の条文によっている)。それぞれの関連箇所は、①では、第六条「警務総長ハ朝鮮駐劄憲兵ノ長タル陸軍将官ヲ以テ之ニ充ツ……」、第八条「警務部長ハ各道憲兵隊ノ長タル憲兵佐官ヲ以テ之ニ充ツ……」となつているのに対して、②では、第三条「朝鮮ニ在勤スル憲兵ノ長タル将官、憲兵将校ハ朝鮮総督府警務総長、警務部長又ハ警視ニ、憲兵准士官下士ハ朝鮮総督府警部ニ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得」となつている。

つまり、警察機構の最高指揮官たる警務総長および各道の最高責任者たる警務部長の場合は、①の第六条、第八条によつて、それぞれ陸軍将官(＝憲兵隊司令官)、憲兵佐官(＝憲兵隊長)が必ず当てられる。ところが、彼らよりも下級の憲兵将校・准士官・下士の場合、②の第三条に規定されているように、憲兵は「警視……警部

ニ……任用スルコトヲ得」とあり、警視・警部に任用される場合もそうでない場合もあることになる。実際、警務総監部警務課警務係警視(一九一〇～一四年頃)をつとめ内部事情に詳しくかつた対馬郁之進は、以下のように述べている。¹⁴⁾

此特別任用令「前述の勅令第三〇二二号(②)を指す」の適用

として憲兵の長たる陸軍将官憲兵将校は警務総長警務部長又は警視に、憲兵准士官は警部に全部之を任用するも、憲兵下士は警察事務に従事せしむる必要ある者より之を警部に任用したのである。詳言せば憲兵下士中、憲兵分遣所長及憲兵派遣所長は必ず警部に任用するも、其他の者は一部之を警部に任用せざる例である「傍点―引用者」。

それでは、憲兵のなかで文官警察官に任用する者とならない者を振りわけるとは、何だったのか。再度対馬の言葉を引用すれば、「警察事務に従事せしむる必要」とは、「憲兵本位の警察組織上、上級の警務総監部及中級の各道警務部の首脳者及幹部に憲兵隊司令部及各道憲兵隊本部の憲兵将校准士官下士を警察〔警視〕又は警部に任用して配置し、文官警察官の上官の地位に就かしむる」ことだと説明している。また、末端機関(憲兵分隊・憲兵分遣所等)に勤務する憲兵については、「臨時諸般の執行警察事務例へば警備警備警戒及

討伐等憲兵が警察官と協同して之に従事する場合」に、憲兵と文官警察官相互に指揮監督ができるよう「憲兵将校准士官下士が警視又は警部に任用され」た、とする。

すなわち、憲兵を警察官職に任用する根本的な理由は、本来指揮系統の異なる憲兵が文官警察官を指揮できるようにすることであった。憲兵警察制度の制度的特徴の一つは憲兵による文官警察官への指揮権の掌握にあったが、その実効性を確保するための措置が「憲兵の文官警察職への任用」だったといえる。

さて、憲兵の文官警察官職任用を以上のように理解すると、第二の問い、すなわち「憲兵の普通警察業務への従事」という問題についても再検討する必要があるが生じてくる。なぜなら、警察官への任用が先述の一部の研究で示されてきた理解のように普通警察業務を行わせるための措置ではなかった以上、この問題は別個に考えねばならないためである。もちろん警視・警部等の文官警察官職に任用された者は普通警察業務を執行しえたが、そうでない者も普通警察業務に従事することができるよう定めた別の法令があった。すなわち、

1917年	1918年
150	147
111	112
74.0%	76.2%
25	25
20	23
80.0%	92.0%
810	811
750	758
92.6%	93.5%
2,511	2,482
2,514	2,484
100.1%	100.1%
4,668	4,601
4,737	4,601
101.5%	100.0%
8,164	8,066
8,132	7,978
99.6%	98.9%

1913年の兵
『朝鮮総督

ている。た

③勅令第三四三号「朝鮮駐節憲兵条例」(一九一〇年九月)の第三条には「憲兵将校准士官下士上等兵ニハ朝鮮総督ノ定ムル処ニ依リ在職ノ儘警察官ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得」とされていた。

ただし、ここでも、「執行セシムルコトヲ得」とあることに注意するならば、普通警察業務を執行した者とそうでない者がいた可能性を考えなければならない。憲兵隊職員のうち、どれだけの者が普通警察業務に従事していたかは、陸軍省系統の資料と朝鮮総督府系統の資料を突きあわせることによってほぼ明らかにしうる。表2は、『陸軍省統計年報』中記載の朝鮮憲兵隊職員数(a)と『朝鮮総督府統計年報』記載の「警察署ノ職務ヲ扱フ憲兵分隊及憲兵」(b)を対照させたものである。

表からは、一九一〇年末時点では憲兵職員の約四分の一(二六・六%)のみが普通警察業務を執行したが、それ以降はほぼ全員が普通警察業務を行う体制へ変化したことが判明する⁽¹⁵⁾。なお、従来の研究では、このような一九一〇年の数字とそれ以降の数字に大きな差があることについて、朝鮮憲兵隊の大増強と捉えたり単なる統計の誤りと見なしたりしてきたが、いずれの説明も他の資料と照合させると成立しがたい⁽¹⁷⁾。

もっとも、一九一〇年末時点では朝鮮憲兵隊員の二六・六%のみが普通警察業務に従事していたにもかかわらず、翌年以降ほぼ全員が従事するようになった理由を明示的に示す資料は、残念ながら見

表2 普通警察業務に従事する憲兵の比率(1910~1918年)

		1910年	1911年	1912年	1913年	1914年	1915年	1916年
将校	(a)	141	135	141	151	152	151	151
	(b)	77	78	78	112	112	112	112
	比率	54.6%	57.8%	55.3%	74.2%	73.7%	74.2%	74.2%
准士官	(a)	24	24	24	23	24	25	25
	(b)	2	18	18	20	20	20	20
	比率	8.3%	75.0%	75.0%	87.0%	83.3%	80.0%	80.0%
下士	(a)	805	812	812	811	812	811	811
	(b)	186	675	675	753	753	753	751
	比率	23.1%	83.1%	83.1%	92.8%	92.7%	92.8%	92.6%
兵卒	(a)	2,390			2,527		2,417	2,513
	(b)	742	2,525	2,525	2,470	2,460	2,417	2,501
	比率	31.0%			97.7%		100.0%	99.5%
憲兵補助員	(a)	4,222			4,490		4,627	4,667
	(b)	1,012	4,453	4,473	4,603	4,626	4,627	4,657
	比率	24.0%			102.5%		100.0%	99.8%
(a) 合計		7,582	7,482	7,754	8,002	7,086	8,031	8,167
(b) 合計		2,019	7,749	7,769	7,958	7,971	7,929	8,041
比率		26.6%	103.6%	100.2%	99.5%	112.5%	98.7%	98.5%

出典：(a)『陸軍省統計年報』に掲載されている人員で経理部・衛生部・獣医部の将校相当官及び下士を含む。なお、卒・憲兵補助員(a)の人数については全国憲友会連合会編『日本憲兵正史』(研文書院、1976年)によって補った。(b)府統計年報』に掲載されている「普通警察業務に従事する憲兵」の人員。

注1：「比率」欄は、憲兵の人員中、普通警察の業務を行っていた者の比率((b)×100/(a))を示している。

2：『陸軍省統計年報』1911~14年版では兵卒と憲兵補助員の区分が統計上なされていないため、表では空欄になったし、1913年の兵卒・憲兵補助員(a)の人数については、出典欄に記したとおり他の資料によって補っている。

あたらない。しかし、おそらく一九一一年一〇月に憲兵警察の「分散配置」が実施されたこと、および、この前後に憲兵警察の職掌範囲を形づくる様々な法令もほぼ出そろったことが関わっているのではないかと筆者は推測している。すなわち、これらの措置は義兵の鎮圧がほぼ終結し憲兵の役割が一般民衆の日常支配にシフトしたことにともなうものだったが、そのことが憲兵の普通警察業務への全面投入とも関わっていたのではないだろうか。¹⁸⁾

以上、憲兵警察制度の根幹である「憲兵の文官警察官職への任用」と「憲兵の普通警察業務への従事」のシステムについて検討を加えた。両者は従来区分されずに論じられてきたが、それぞれ別個の法令に規定されたものであり、意図するところが異なる。まず、「憲兵の文官警察官職への任用」は、勅令第二九六号「統監府警察官署官制」と勅令第三〇二号「統監府警務総長、警務部長、警視、警部ノ任用及分限ニ関スル件」(及びこれらの法令の改正法令)によって規定されたものであり、その眼目は警察機構内部で憲兵が文官警察官を指揮できるようにすることにあつた。したがって任用は基本的に指揮系統に関わる一部の上級の憲兵に限られ、全員が任用されてきたわけではなかった。

次に、「憲兵の普通警察業務執行」は、勅令第三四三号「朝鮮駐劄憲兵条例」によって定められたものである。その運用は、一九一〇年から翌年にかけて大きく変わり、普通警察業務を執行する憲兵の

割合は当初の四分の一からほぼ一〇〇%へと上昇した。これは、同時期の分散配置の採用や諸法令の整備に対応して、憲兵を広く普通警察業務に当たらせる運用体制にきりかえたことを意味すると推測される。

二 憲兵警察制度の「遷移」(二)——関東州における「憲兵警察制度」(一九一七年七月—一九一九年四月)

植民地朝鮮において最初に導入され約一〇年間施行された憲兵警察制度は、朝鮮以外に、植民地帝国日本の歴史上二度現れた。後代に現れた「憲兵警察制度」類似の制度はいずれも朝鮮におけるそれとは完全に同じものとはいえないが、本稿では、制度設計の当事者が、朝鮮の憲兵警察制度を先例として意識して創設したシステムを考察対象とすることとした。以下、具体的な制度設計者とその意図、原型たる朝鮮の憲兵警察制度との異同等について検討していきたい。

まず、一つ目の事例は、一九一七年七月、関東州において実施された「憲兵警察制度」である(勅令第八二号「関東都督府官制中改正ノ件」等による)。この制度は、関東憲兵隊長に関東都督府警務総長を兼任させ、憲兵の長に文官警察官たる都督府警察官への指揮権を付与したものだ(図3)。この制度は、一九一九年四月、植民地が陸軍の牙城となっている状況を改めようとする原敬政友会内閣

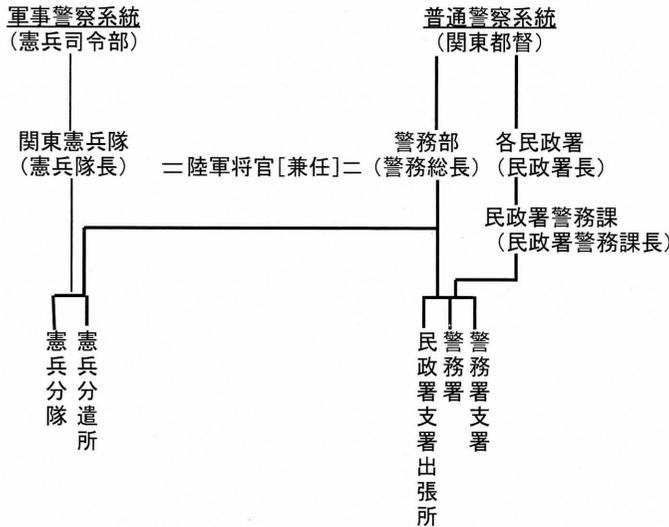
の手によって廃止され、一年余りの短命におわることになる。

この関東州における憲兵警察制度が朝鮮のそれを意識して作られたことは明らかだった。関東州への同制度の導入は、前朝鮮総督にして当時首相をつとめていた寺内正毅首相を中心とする「満韓一体化」構想の一環にもとづくものだった。

一九一〇年代初めから陸軍のなかには、辛亥革命(一九一一年)を契機に満洲情勢と朝鮮問題が密接な関連を持つていくとの認識が強まったことを契機に、満洲と朝鮮の経営機関を統一せよという議論が根強く存在した⁽¹⁹⁾。寺内自身も、一九一四年頃の覚え書きで、「朝鮮ヲ併合シテ我領國ニ入シ已来満洲ノ経営ヲ必要ト為スコト一層緊急タル事」「満洲ノ経営ハ有力ニシテ相当ノ権力アル中心機関ヲ必要」とすると記している⁽²⁰⁾。

満洲と朝鮮を統一機関により経営するという寺内・陸軍の構想は、外務省や政友会系内閣の反対もあり日の目を見ることはなかったが、一九一六年寺内が首相になると、南満洲鉄道株式会社への朝鮮鉄道の経営委託(一九一七年七月)などその一部は実行に移された。関東州において朝鮮同様の文官警察と憲兵を統合した制度を施行したことも、「満韓一体化政策」の一環だったことは、当時寺内が発表した談話のなかで、「満鮮の疆土は著しく相近接し……利害の關係一層深甚なる」ため「鮮滿の内政統一」をはかった施策として憲兵警察制度の採用をあげていること⁽²¹⁾にうかがえる。

図3 関東州における憲兵警察機構(概略図)



出典：大蔵省印刷局編『職員録』1918年版等より作成。
 注1：勅令第82号「関東都督府改正中改正」公布（1917年7月）直後の組織を想定している。
 2：太い実線（—）は普通警察の指揮系統を、細い実線（—）は軍事警察の指揮系統を表す。また、=は兼任を表す。

さらに、当時の関東州には憲兵警察制度の導入をうながす状況も存在していた。南満洲では、日露戦後以来、関東都督府と南満洲鉄道株式会社、日本領事館が鼎立するいわゆる「三頭政治」が問題化しており、これら分立した経営機関のもとで警察機関も関東都督府警察と外務省警察に二分され、さらに軍事警察として関東憲兵隊がおかれ、それぞれに対立と競合を繰り返していた。⁽²²⁾ 寺内は「南満洲の」経営機関の鮮満一体化を以て経営機関統一問題を解決しよ

うとし⁽²³⁾ていたといわれるが、在関東州警察機関の統一も朝鮮で施行されていた憲兵警察制度を導入するという手法に基づいていた。すなわち、「行政機関を統一すると同時に警察制度の統一を期待する事は自然の要求也⁽²⁴⁾」として、関東憲兵が都督府警察官を兼任するとともに外務省警察官も兼任することで、分立状態を解消しようとしたのである。⁽²⁵⁾

ともあれ、このように関東州において文官警察と憲兵の併存関係がありその解消が問題化していた点、そして憲兵に指揮権を付与することで複数の警察機関を統合しようとしたことは、大韓帝国末期朝鮮において文官警察（韓国警察）と憲兵（韓国憲兵隊）を統合して憲兵警察制度が導入された経緯と似ているといえなくもない。実際、このときの関東州への憲兵警察制度施行に際して、中華民国外交部は、「日本は朝鮮を合併する以前嘗て警察を改め憲兵制度と為し、現在満洲に於いて憲兵制を施行したが、其の意図は問うまでもなく知られる」⁽²⁶⁾（日本於未合併朝鮮以前曾改行警察而為憲兵制度現在於滿洲施行憲兵制其用意不問可知）との懸念を抱いた。また、現地の人々の一部には、「曩ニ日韓併合当時日本ハ朝鮮ニ憲兵ヲ配置シ而シテ後其併合ヲ見タレバ滿洲モ亦近キ将来ニ於テハ日本ノ領有ニ販⁽²⁷⁾すのではないかとの声が見られるとの報告が現地日本領事館からもなされている。朝鮮における憲兵警察制度施行が二ヶ月後の韓国「併合」の前触れであったごとく、関東州における同制度の施行も

表3 関東憲兵隊員の文官警察官への任用比率(1918年)

	関東憲兵隊職員		警察官として任用された者		任用比率 ((b)×100 /(a))	
	官職	人数(a)	官職	人数(b)		
1918年5月	将校	陸軍将官(憲兵隊長)	1	警務総長	1	100.0
		憲兵佐官	2	警視	2	100.0
		憲兵尉官	8	警視	8	100.0
	准士官	憲兵特務曹長	6	警部	6	100.0
		憲兵曹長	9	警部	9	100.0
	下士	憲兵軍曹	15	警部	15	100.0
		憲兵伍長	8	警部	7	87.5
		計	49	計	48	98.0

出典：内閣印刷局編『職員録』より算出。

注：『職員録』の「陸軍-関東憲兵隊」に記載されている職員全員について、『職員録』の「関東都督府-警務部、各民政署」の職員と氏名を照合して、憲兵のうち文官警察官に任用された者の比率を割り出した。

よって異なる点も朝鮮と同様である。すなわち、陸軍将官(＝関東憲兵隊長)の場合、警察機構の最高指揮官たる関東都督府警務総

日本の版図への編入を予告するものではないかと受けとめられたのである。

それでは、関東州における憲兵警察制度は、本当に朝鮮のそれと同一のものだったのだろうか。制度面に限って検討しておきたい。

朝鮮の憲兵警察制度の制度的基礎の一つである「憲兵の文官警察官職への任用」については、おおよそ踏襲されていると言つてよい。制度の立案過程を示す資料は乏しいが、少なくとも法令の条文は最小限の字句を入れ替えているのみであり、憲兵の文官警察官職への任用の仕組みが階級に

長に必ず任用されると定められていたのに対し、彼らよりも下級の憲兵将校(憲兵尉官)・准士官・下士の場合は、警視・警部に任用される場合もそうでない場合もあった。⁽²⁸⁾

ただし、いくつかの相違点も指摘できる。第一に、関東州の地方警察機関(民政署警務部)の長は朝鮮のように憲兵の兼任となっていない(前掲、図3、参照)。また、第二に実際の任用比率は階級にかかわらずほぼ一〇〇%であり朝鮮の場合より高い(表3)。

さらに第三点として、朝鮮における憲兵警察制度のもう一つの制度的基盤たる「憲兵の普通警察業務への従事」については、これを規定した法令(一九一〇年、勅令第三四三三号「朝鮮駐劄憲兵隊条例」第三条にあたる法令)が出されていないという大きな違いがある。

このような朝鮮との違いの背景についてはいまのところ詳細を明らかにしうる資料が見あたらないため、以下に筆者の推測を提示しておくにとどめたい。まず考えられるのは、そもそも租借地に過ぎず植民地朝鮮ほどには他国の干渉を排除しえない関東州において、憲兵警察制度を導入することは、かつて列強の批判を顧慮して廃止した軍政(一九〇六年民政に移管)に逆戻りする印象を与えかねなかつたという点である。現に中国側は先述したように、憲兵警察制度導入に対して関東州「併合」の前兆ではないかと懸念を抱いた。

このような状況下では、朝鮮の場合とはことなり、地方警察機関にまでおよぶ憲兵の指揮権の確保や憲兵による普通警察業務執行にま

では踏みこみがたかったのではないか。

その上で、さらに第一の点については関東州の地方制度が朝鮮のように中央集権型でなかったことが関わっているかもしれない。旅順・大連の民政署の権限は朝鮮の道（日本の府県にあたる）より大きく、その警察機関を憲兵に統合することは容易でなかったはずである。また、第二、第三点に関しては、憲兵と文官警察（都督府警察）の人員数の比率も関係していよう。関東憲兵隊の人員は都督府警察官の五分の一以下に過ぎず、憲兵を普通警察業務に投入してもさほど大きな人的戦力にならなかったと思われる。一方、「併合」前に義兵闘争鎮圧のために大量の憲兵を導入していた朝鮮の場合は、憲兵の人員数は文官警察官の約一・五倍に達していた。⁽²⁹⁾ 関東州では朝鮮のように駐節憲兵全員を警察力として投入するメリットは大きくはなかったと思われる。

三 憲兵警察制度の「遷移」(二)——「満洲国」における「在滿大使館警務部」設置による領事館警察・関東庁警察統合の試み(一九三四年二月～三七年二月)

次に「憲兵警察制度」と呼ばれる制度が現れたのは、かなり後の一九三〇年代に入ってからのことであったが、やはり在滿経営機関の統一という文脈で登場したという点では一九一七年の関東州の場合と同様だった。一九三一年関東軍の独走から始まった満洲事変の

結果、一九三二年日本は傀儡国家として満洲国を建国したが、その際、関東州を含む満洲の経営機関統一のためいわゆる「三位一体」（関東軍司令官による駐滿特命全權大使・関東長官の兼任）が実施された。しかし、これは関東軍・在滿領事館・関東庁（関東都督府の後身）の頂点のみを統合した措置であり、下部の行政機関の統一、なかんづく関東憲兵・領事館警察・関東庁警察といった治安維持機関の統合は問題として残されていたのである。

まず、一九三二年一〇月関東憲兵隊司令官による領事館警察・関東庁警察に対する「区処」（隷属関係のない者に対し特定事項について指示すること。この場合は特に反滿抗日パルチザンの掃討⁽³⁰⁾）が定められた。ついで一九三四年二月には在滿大使館警務部が発足し、関東憲兵隊司令官を警務部長として領事館警察と関東庁警察の統合が企図された。これは関東軍と外務省が主導し関東庁を排除するかたちですすめられたとされている。このような在滿大使館警務部による警察機関の統合という形態は、一九三七年二月満洲国治外法権撤廃と南満洲鉄道附属地行政権委譲にともない領事館警察・関東庁警察が満洲国警察に委譲されたこと⁽³¹⁾で消滅する。

後にもみるように、このような在滿大使館警務部による警察機関の統合という制度自体が朝鮮における憲兵警察制度あるいは関東州におけるそれと類似したものかどうかは相当留保が必要だが、その制度設計の段階では朝鮮の憲兵警察制度が意識されていたことは間違

いなく、またそこには朝鮮での警察行政経験者の影響があった。

その人物とは外務省理事官相場清である。相場は、一九〇三年朝鮮に渡り韓国政府顧問警察の勤務を経て、韓国「併合」後は釜山警察署・朝鮮總督府警務局等で勤務したが、一九二一年總督府を退官し外務省に勤務するようになった。そして、相場は「三位一体」の実施以降、在満洲日本警察機関の統合案を策定するにあたって中心的役割を果たした。一九三三年六月につくられた「在滿大使館警務機関構成ニ関スル件」では以下のように述べている。³²

滿洲国内治安ノ維持ハ関東軍ノ治安維持ニ関スル方針ヲ基調トシ外務省警察及関東庁警察ノ二機関ヲ統合シ一体ト為シ……

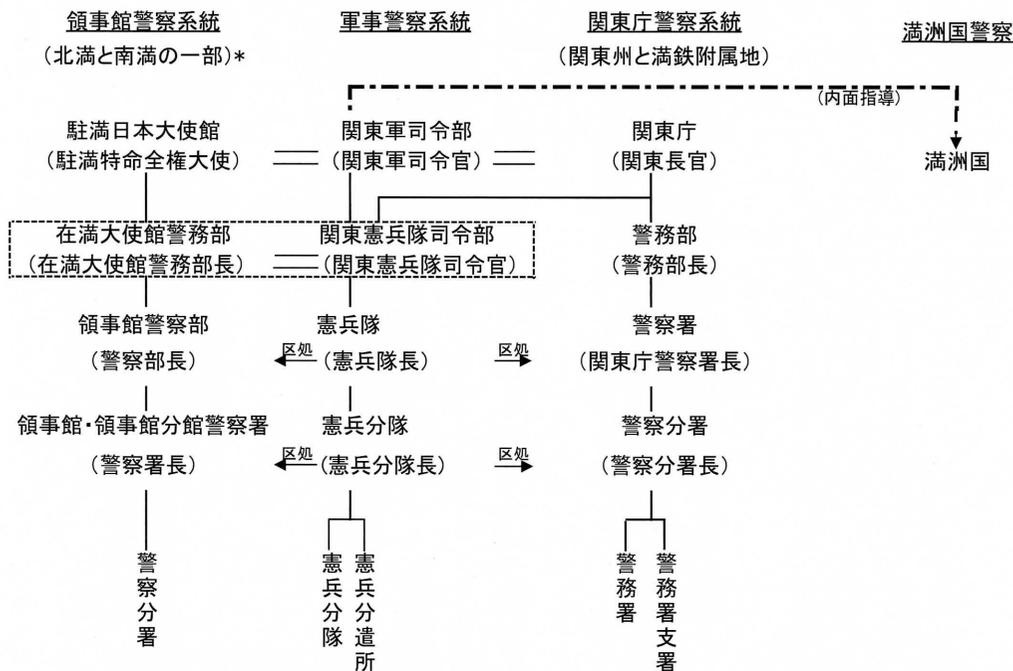
該機関ノ首脳部ニ関東憲兵ノ長ヲ以テ充テントスルモノナリ
「。該制度ハ朝鮮併合ノ際朝鮮在勤憲兵ノ長タル将官ヲ朝鮮總督府警察官署ノ長タル警務總長タラシメ又大正六年七月官制ヲ改正シ関東憲兵ノ長ヲ関東庁警務局長タラシメタル前例アリ。

このような憲兵による警察機関統合案が「惟フニ今次滿洲ノ事態カ當時ノ朝鮮ノソレニ比シ敢テ勝ルトモ劣ラサル重大性ヲ有スルニ鑑ミ特ニ……故智ニ倣フノ要アルヲ痛感スルモノナリ」という理由によるものであることは繰り返さず述べている。また、同案では、「範ヲ往年朝鮮併合當時ニ於ケル憲兵警察合体制ニ採リ之ニ実

質的考察ヲ加へ」た朝鮮の憲兵警察制度と同内容の勅令案も準備していたというが、実現はしなかった。

さらに、こうした関東軍・外務省の主導で領事館警察・関東庁警察といった文官警察を武官たる関東憲兵隊司令官のもとに入れようという動きを、かつての朝鮮での憲兵警察制度を引きながら批判した論者もいた。一九三五年一月、帝国議会衆議院本会議においては、明治以来の「朝鮮通」を自認していた山道襄一議員（民政党）が「滿洲ノ機構ヲ改革シテ、サウシテ憲兵、警察ノ統一ヲ図ル場合ニハ、日本ノ今ノ法制ノ建前カラシテ……之ヲ憲兵ノ下ニ従ハスコトハ、已ムヲ得ナイ」としつつも、寺内初代朝鮮總督の統治後に「万歳騒」（三・一運動のこと）が起こったことをあげ、滿洲統治における政治的配慮の不足を指摘している。³³ 遠回しではあるが、在滿警察制度改革の動きを憲兵警察制度下の朝鮮になぞらえて批判したものと読めそうである。また、民政党系の官僚政治家で元台湾總督の伊沢多喜男貴族院議員は、この時期の在滿機構改革問題で関東庁・拓務省側に立つて関与していたといわれるが、伊沢の個人文書中には、「朝鮮ニ於ケル憲兵制度ノ考察」（作成者不明）という文書が残っている。これは、「憲兵警察制度ハ曾テ台湾朝鮮及関東都督府ニ於テ之ヲ実施セラレ而モ其悉ク大ナル失敗ヲ演出シタリ然ルニ今復之ヲ滿洲ニ実施セントス」として、朝鮮をはじめとする過去の憲兵警察制度の失敗をとりあげ、滿洲で憲兵が主導している警察制度統合の

図4 「在満大使館警務部」と関東憲兵による領事館警察・関東庁警察の区処



出典：外務省亜細亜局第二課「在満警察機関統合問題」(1933年6月。「在満帝国警察機関統制関係雑件」【外務省文書】S677、国会図書館憲政資料室所蔵)所収の図をもとに作成。

注1：1934年2月の在満大使館警務部発足後、同年12月のいわゆる「二位一体」の成立(このとき関東局警務部長が関東憲兵隊司令官による兼任となる)までの時点の組織を想定している。

2：実線(→)は指揮系統を、実線矢印(→)は区処を、=は兼任を表し、点線の囲みは在満大使館警務部の人員を表す。

3：領事館警察の設置地域としては*の「北満と南満の一部」以外に間島(琿春を含む)もあるが、間島地方では朝鮮憲兵隊から派遣された部隊が領事館警察を区処することになっていたのでこの図からは除いている。

4：「南満」では関東庁警察官が領事館警察官を兼任していたが、この図では省略した。

5：満洲国警察の機構は省略した。

動きを批判するものだった。⁽³⁴⁾

さらに同年一二月、貴族院本会議で松井茂議員は、在満大使館警務部の首脳者に憲兵隊司令官をあてるのは「實ニ時代錯誤」であり、「私共ノ体験ニ依リマスレバ、朝鮮ニ於テモ当時少シモ憲兵制度ト為スノ必要ハナカッタコトト信ズルノデアリマス」と手厳しい評価を下した。⁽³⁵⁾ここで「私共ノ体験」といつているのは、松井がかつて韓国「併合」直前の時期、韓国政府の内部警務局長として韓国警察(文官警察)を牛耳る地位にあったが、一九一〇年六月憲兵警察制度の創設に反対して辞任したことを指す。⁽³⁶⁾

このように在満警察機関統合に際しても、推進者・批判者の双方にこれを朝鮮の憲兵警察制度とのアナロジーで捉えようとする見方があった。しかし、現実の制度に朝鮮憲兵警察制度との類似点を見つけるのは必ずしも容易ではない。

まず、「憲兵の文官警察官職への任用」についてみると、たしかに、一九三三年一二月に制定された外務省訓令第五号「駐満日本帝国大使館警務部規定」においては、関東憲兵隊司令官が警務部

長を兼任してはいる（一九三四年一月以降は関東庁警務部長も兼任）。しかし、法令上は「当分ノ内関東憲兵隊司令官ニ警務部長ノ事務ヲ嘱託スルコトヲ得」というように、暫定的な「嘱託」という形式だった。また、それ以下の階級では、憲兵隊長・憲兵分隊長は文官警察官への指揮権を「区処」権として限定的に有するのみだった（図4）。また、「憲兵の普通警察業務への従事」の規定も設けられることはなかった。

下士クラスの憲兵まで文官警察官を兼任し、少なくとも一九一一年以降ほぼ一〇〇%の憲兵が普通警察業務に従事した朝鮮の憲兵警察制度に比べれば、在満大使館警察部管下の警察制度は、憲兵の指揮権掌握・普通警察業務への関与いずれの度合いもはるかに低かったといわざるをえない。ただし、相場ら外務省の検討段階では「憲兵ニ治外法権ニ基ク司法及行政警察権ヲ賦与スルコトヲ目的トシ」「憲兵ヲ外務省警察官ニ兼任」する案もあった。⁽³⁸⁾ すなわち、原案段階では、「憲兵の文官警察官職への任用」、「普通警察事務への従事」はより徹底したかたちで構想されていたのである。しかし、外務省内部においても、「満洲国ニ対シ悪感情ヲ与ヘ又第三国ニ対シ誤解ヲ生セムル惧アリ」との反対論があり、このような案は立ち消えとなった。⁽³⁹⁾ そもそも軍事占領方針を転換して建前として「独立国家」を標榜した満洲国において、日本の憲兵を主体とした軍事的色彩の強い警察機構をつくることは難しかったのである。⁽⁴⁰⁾

おわりに

本稿では、植民地初期の朝鮮において開発された「憲兵警察制度」をモデルとして、同様の制度が植民地帝国日本のみならず「遷移」していく様相を概観した。本稿の論点をまとめると以下のようなになる。

まず、議論の前提として、朝鮮における「憲兵警察制度」（一九一〇〜一九一九年）を、その依拠した法令に立ち戻って再検討した。同制度は、日露戦後、朝鮮で分立していた文官警察（韓国警察）と軍事警察（韓国憲兵隊）を統合して生みだされた。文官警察と軍事警察を架橋する仕組みとして用いられたのは、「憲兵の文官警察官職への任用（憲兵に文官警察官に対する指揮権を付与するための措置）」と「憲兵の普通警察業務への従事」というシステムだった。すなわち、憲兵が文官警察官を指揮し、かつ普通警察業務に参入することで憲兵の優位を確保しつつ二つの警察機構を統合したのだった。

このような憲兵警察制度を模倣した事例としては、第一に、関東州における「憲兵警察制度」（一九一七〜一九一九年）がある。この制度は、初代朝鮮総督をつとめ当時首相となっていた寺内正毅が導入した。「満韓一体化政策」の一環として朝鮮・満洲の警察制度を同一のものにしようとするともに、日露戦後以来の南満洲における分立した経営機関の一体化という文脈からも推進されたのだった。制

度的には、関東州の場合、「憲兵の文官警察官職への任用」については朝鮮の制度をほぼ踏襲したが、「憲兵の普通警察業務への従事」は採用されなかった。

第二の事例は、満洲国における「在満大使館警務部」による在満日本警察機関の統合（一九三四～三七年）である。この制度の実質的推進者は、憲兵警察制度施行期の朝鮮で警察官を務めた後、外務省に転官した相場清だった。相場は、関東憲兵隊・在満領事館警察・関東庁警察の統合にあたり、朝鮮憲兵警察制度を「先例」として重視し同様の制度の設計を試みた。しかし、日本の軍・憲兵を前面に出した警察制度の導入は現実には困難であり、草案段階で規定されていた「憲兵の文官警察官職への任用」と「憲兵の普通警察業務への従事」は相当弱められた。前者については、在満大使館警務部の長を関東軍憲兵隊司令官に暫定的な「嘱託」として兼任させ、それ以下の憲兵隊長・分隊長については文官警察官に対する限定的な命令権（区処権）を与えたのみだった。後者の「憲兵の普通警察業務への従事」の規定も、実際の制度では採用されなかった。

以上のように、「憲兵警察制度」は朝鮮で創出され他の植民地にも導入されたとはいえ、完全に同じ警察制度とはいいがたいものだった。ごく単純化すれば、「憲兵の文官警察官職への任用」については朝鮮・関東州に比べ満洲国では弱く、「憲兵の普通警察業務への従事」は朝鮮以外のケースでは採用されなかった。逆にいえば、

朝鮮における憲兵警察制度は憲兵の指揮権と普通警察業務への関与という点に限れば、憲兵の優位がもつとも明確な制度だったということになる。ともあれ、「憲兵警察制度」は、文官警察と憲兵という異なる体系の警察組織を統合するシステムとして活用されたが、個々の植民地固有の状況に規定された変容は決して小さくなかった。さらに、帝国日本の全ての植民地・勢力圏を視野に入れるならば、憲兵警察制度の採用自体、例外的だったことはいうまでもない。憲兵警察制度の導入の必要性が生ずるのは、基本的に軍政機関と文政機関が併存している場合のみであり、完全な軍政（領有初期の台湾・関東州、青島、南洋群島など）や事実上の民政（樺太、文官総督期の台湾など）のもとでは導入の前提自体が存在しない。また、軍政と民政が併存している場合でも、韓国「併合」以前においては、憲兵警察制度のようなシステム自体が発想として存在しなかった（民政移行初期の台湾における三段警備法）。

憲兵警察制度を「統治様式（憲兵警察制度の場合は「統治技術」程度のタームを用いるべきかもしれない）の遷移」の典型例と位置づけること自体は否定しない。関東州や満洲国の事例で見たように、同時代の各地域の憲兵警察制度の導入者あるいは様々なレベルの反对者においては、朝鮮の制度がモデルとなっていることについて一定の共通認識が存在していた。しかしながら、憲兵警察制度は、植民地帝国日本のなかでは、軍政機関と文政機関の併存という限定条

件のもとでしか出現しなかったこと、ならびに、朝鮮・関東州・満洲国でこの制度が採用されたとはいえ制度的根幹が相当に異なるものだったことにも目を向けねばなるまい。以上のような憲兵警察制度の「遷移」についての考察が示唆しているのは、「統治様式の遷移」を軸に長期的スパンで日本「帝国」史を描こうとするならば、単に各植民地において共通して現れた特定の制度の表明的類似性を指摘するよりは、むしろその変容の過程に地域的・時期的特徴を見いだしていく方が「帝国」の実態に則している、ということだろう。しかし、その場合、「統治様式の遷移」という視角は、日本「帝国」の多様性・雑多性を浮かびあがらせはするが、同時に、「帝国(史)」という概念への疑問——日本帝国がいかなる通時的「一貫性」をもっていったのか、という問い——を研究者に突きつけてくることになる。このような面からは、憲兵警察制度は、むしろ「統治様式の遷移」を軸に日本「帝国史」を記述することの難しさを物語っているというべきかもしれない。

〈付記〉 本稿は、松田利彦「一九一〇年代朝鮮における「憲兵警察制度」再考」(国際日本文化研究センター共同研究会「日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚」(代表、松田)における報告、二〇〇四年一月)と、同「戦前日本植民地における「憲兵警察制度」に見る「植

民地統治様式の遷移」(国際日本文化研究センター主催・シンポジウム「グローバル化と文明交流」における報告、二〇〇五年二月)を原型としたものである。当日、貴重な助言をくださった参会者の皆様に御礼申し上げます。

*凡例

・ Koreaの呼称については、日本での慣例に従い「朝鮮」の呼称を用いた。ただし、大韓帝国の政府を指すときは「韓国」の呼称も用いている。また、原資料中の「満鮮」「鮮満」など呼称については歴史資料という性格を考慮しそのまま引用している。その他、「満洲(国)」などは初出のみ括弧を付し、二度目以降は括弧を外すことを注記した。

・ 新聞の日付については、『国民新聞』一九一七年七月三一日付↓『国民新聞』17・7・31のように略記している。帝国議会議事録の日付についても同様である。

・ 引用文中の……は引用者による省略を、「」は引用者による注記をそれぞれ表す。

注

(1) 橋谷弘「近代日本は植民地で何をし、何を残したか」(佐々木隆爾編「争点 日本の歴史」第六巻、新人物往来社、一九九一年)二六三頁。

(2) 橋谷弘「日本における朝鮮近代史研究の新たな潮流—最近の日

- 本・アジア関係史研究の進展と関連して」(『東京経大会誌』第二〇五号、一九九七年二月)、今泉裕美子「多様化する日本植民地研究」(吉村武彦・安田常雄編『日本史研究最前線』新人物往来社、二〇〇〇年)、駒込武「帝国史」研究の射程」(『日本史研究』第四五二号、二〇〇〇年四月)などを参照。
- (3) 山室信一「植民帝国・日本の構成と満洲国―統治様式の遷移と統治人材の周流」(ピーター・ドウス、小林英夫編『帝国という幻想―大東亜共栄圏』の思想と現実』青木書店、一九九八年)一五五―一五六頁。
- (4) たとえば、山室、前掲論文においては、満洲国における「内面指導」が旧韓国の保護国期に採用された「次官政治」の「遷移」と位置づけているが、国家を新たに創出した満洲国と、長い歴史を既にもっていた国家を日本が傀儡化しようとしていた韓国とを同列に論じうるのかという点での違和感はぬぐえない。
- (5) 飯嶋満「満洲国における「軍警統合」の成立と崩壊」(『駿台史学』第一〇八号、一九九九年一月)。
- (6) 朝鮮に駐屯した憲兵隊の呼称は、以下のように変遷したが、煩雑を避けるため本書では、その呼称を韓国「併合」以前については「韓国憲兵隊」、「併合」以後については「朝鮮憲兵隊」(または両時期とも「憲兵隊」とした)。
- (一九九六年一月) 臨時憲兵隊 ↓ (一九〇三年二月) 韓国駐劄憲兵隊 ↓ (一九〇六年一月) 第一四憲兵隊 ↓ (一九〇七年一月) 韓国駐劄憲兵隊 ↓ (一九一〇年九月) 朝鮮駐劄憲兵隊 ↓ (一九一八年六月) 朝鮮憲兵隊。

- (7) 松田「朝鮮植民地化の過程における警察機構(一九〇四―一九一〇年)」(『朝鮮史研究会論文集』第三二集、一九九三年一月)。
- (8) 松田「日本統治下の朝鮮における憲兵警察機構(一九一〇―一九一九年)」(『史林』第七八巻第六号、一九九五年一月)、同「日本統治下の朝鮮における警察機構の改編―憲兵警察制度から普通警察制度への転換をめぐる」(『史林』第七四巻第五号、一九九一年九月)。
- (9) 田保橋潔「朝鮮統治史論稿」(一九四四年。復刻、成進文化社、一九七二年)九二頁。
- (10) 永井和「近代日本の軍部と政治」(思文閣出版、一九九三年)二二三頁。
- (11) 박은경「日帝下 朝鮮人官僚 研究」(学民社、一九九九年、五八頁)。
- (12) 張信「警察制度의 確立과 植民地国家權力의 日常浸透」(延世大学校国学研究院編『日帝의 植民支配와 日常生活』혜안、二〇〇四年)五六―五六二頁。
- (13) なお、「職員録」では憲兵下士より下位階級たる憲兵上等兵は記載されていないが、上等兵を文官警察職に任用する法令は存在しないので、上記のような「職員録」の分析によって文官警察職に任用された憲兵は全て明らかにできることになる。憲兵上等兵を(文官警察職の) 巡查に任用したとしている研究もあるが(例えば、並木真人「民族運動・警察」(二)『植民地期朝鮮社会経済の統計的研究』(二)『東京経大会誌』第一三六号、一九八四年六月、所収 七四頁)、そのような法令はなく誤りである。

(14) 以下、対馬郁之進「朝鮮に於ける憲兵警察統一制度の考察」

(一) 『法学論叢』第四九卷第四号、一九四三年一〇月 五一〇頁、
同論文 (二) 『法学論叢』第四九卷第六号、一九四三年一二月 七
二〇、七二二頁。

(15) 厳密には、『朝鮮總督府統計年報』各年版で、「警察署ノ職務ヲ
扱フ憲兵分隊及憲兵」またはこれと類似した表現が記されているの
は、一九一〇年版と一一年版のみである。一九二二年版以降はただ
「憲兵隊及同職員」とされている。しかし、『朝鮮總督府統計年報』
一九二二年以降の版でも、一九一〇年版・一一年版の数字は統計的
に連続したものとして記載されていること、および、「憲兵隊及同
職員」とほとんど同じ数字が朝鮮憲兵隊司令部・朝鮮總督府警務總
監部編刊『警察統計』一九一五〜一七年版（復刻、景仁文化社、一
九八九年）に「警察ノ職務ヲ扱フ憲兵職員現在員」としてあげられ
ていることから、『朝鮮總督府統計年報』の数字が普通警察業務を
行っていた憲兵の人員数を示しているものと見なしてよいと判断し
た。

(16) ただし、表からこのような結論を導きだすためには先に考慮し
ておかねばならない問題がある。前掲表1（朝鮮憲兵隊職員の数
官警察官への任用比率）とこの表2の数値の違いである。将校・
准士官・下士の人数いづれについても、この表2の方が大きな数値
になっているのは、一部には典拠資料が異なっていることが原因と
思われるが、特に下士の人数については差異が異常に大きく（一九
一一年についていえば、表1は四七六名、表2では八二二名）、資
料の性格だけで数値の差異を説明するのは無理がありそうである。

この点についての合理的な説明は筆者自身まだ見いだせない。また、
将校・准士官クラスについては、彼らの任用された警察官職のうち
「警務官」のような職は、純粹な事務官であり行政警察事務に関す
る執行権をもたなかったので「普通警察業務を行う警察官」には統
計上含まれていなかったと思われる。ともあれ以上のような統計の
数字をそのまま比較対照して使うのは問題がないわけではないが、
これに代わる統計がない以上、一応連続的な傾向を把握する材料と
考えておきたい。

(17) この点の詳細は、松田「解説 朝鮮憲兵隊小史」（『朝鮮憲兵隊
歴史』第一卷、不二出版、二〇〇〇年）七〜八頁に譲る。

(18) 以上、松田、前掲「日本統治下の朝鮮における憲兵警察機構」
四五〜四九頁。

(19) 寺内側近や長州閥系陸軍関係者による満韓一体化構想につい
ての詳細は、北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』（東京大学出版会、一
九七八年）二六四〜二六五頁、松田「日本陸軍の中国大陸侵略政
策と朝鮮——一九二〇—一九一五年」서울大学校韓國文化研究所編
『韓國近代社会と文化II——一九一〇年代 植民統治政策と韓國社会
의 变化』서울大学校出版部、二〇〇五年）一一二〜一一四頁、参
照。

(20) 寺内「滿洲經營ニ関スル寺内正毅覚書」（一九一四年頃か。
山本四郎編、『寺内正毅関係文書——首相以前』京都女子大学、一九
八四年、六〇三頁）。

(21) 『国民新聞』17・7・31。

(22) 荻野富士夫『外務省警察史——在留民保護取締と特高警察機能』

- (校倉書房、二〇〇五年) 一六二〜一六七、一八三〜一九一頁。
- (23) 北岡、前掲書、二六四頁。
- (24) 『国民新聞』17・7・31、寺内、前掲談話。また、寺内の側近・児玉秀雄内閣書記官長(前朝鮮総督府総務局長。寺内の女孀)も警察制度改革が満洲の行政機関分立解消にともなう措置だったと述べている(『毎日申報』17・8・3)。
- (25) 『外務省警察史』第七卷(原本の刊行年は一九三八年頃。復刻、不二出版、一九九八年) 二二五頁。
- (26) 奉天特派員函一件「日本政府改正関東都督府官制事」(一九一七年七月。『遠東問題六年份』『中華民国外交档案』〇三―三三―〇〇七―〇六、台湾中央研究院所蔵電子情報版)。
- (27) 赤塚正助奉天総領事宛竹内広彰新民府分館主任報告「憲兵警察制度施行ニ関シ報告ノ件」(一九一七年八月。『南滿洲行政統一問題一件』『外務省記録』一一五―三―二〇、外務省外交史料館所蔵)。
- (28) 勅令第八二号「関東都督府官制中改正」(一九一七年七月) 第二条の二「警務総長ハ南滿洲駐劄憲兵ノ長タル陸軍將校ヲ以テ之ニ充ツ〔下略〕」。
- 勅令第八七号「関東都督府警務総長、警視及警部ノ任用及官等等級ニ関スル件」(一九一七年七月)「南滿洲ニ在勤スル憲兵ノ長タル陸軍將校、憲兵將校ハ関東都督府警務総長又ハ警視ニ、憲兵准士官下士ハ関東都督府警部ニ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得〔下略〕」。
- (29) 一九一七年末現在で比較すると、朝鮮の場合は朝鮮憲兵隊員は八一六七名(内八〇四一名が普通警察業務に従事)、文官警察官は五四三五名である。これに対し、関東憲兵隊職員数は二五六名、都

- 督府警察官数は一四二六名だった。
- (30) 関東憲兵隊司令部「在滿警務機関ノ業務統制ニ関スル規程」(一九三二年一〇月)は、「治安警察業務ニ関シ憲兵隊長ハ其管内ノ領事館警察部長、関東庁警察署長ヲ同分隊長ハ領事館又ハ関東庁警察署長分署長ヲ区処ス」とし、その区処すべき治安警察業務とは「匪賊討伐、防備、招撫、政治工作ニ随伴スル警察作用、抗日反滿的陰謀及諜報ノ防衛」等としている(在滿帝國警察機関統制關係雜件)『外務省文書』S六七七、国会図書館憲政資料室所蔵、所収)。
- (31) 以上の過程については、田中隆一「滿洲国」初期の領事館警察と治外法権撤廃(『日本植民地研究』第一二号、二〇〇〇年七月)、荻野、前掲書、三一八〜三三五頁。
- (32) 田尻課長宛末松理事官「在滿大使館警務機関構成ニ関スル件」(一九三三年六月。前掲「在滿帝國警察機関統制關係雜件」)。
- (33) 第六七回議會・衆議院・本會議、35・1・26。
- (34) 「朝鮮ニ於ケル憲兵制度ノ考察」(一九三四年頃か。『伊沢多喜男關係文書』五一五、国会図書館憲政資料室所蔵) 五四丁。文中、「台湾」での憲兵警察制度と述べているのは台湾における三段警備制(一八九七〜九八年)を指すと思われるが、原資料中には特に説明がない。なお、伊沢の在滿機構改革問題に対する関与とこの文書については、加藤聖文「植民地統治における官僚人事―伊沢多喜男と植民地」(大西比呂志編『伊沢多喜男と近代日本』芙蓉書房出版、二〇〇三年) 一二六〜一二九頁、及び、同論文、一三八頁、注(42)を参照されたい。

(35) 第六八回議會・貴族院・本會議、35・12・2。

(36) 松田「韓国併合前夜のエジプト警察制度調査―韓国内部警務局長松井茂の構想に関連して」(『史林』第八三卷第一号、二〇〇〇年一月) 参照。

(37) 外務省訓令第五号「駐滿日本帝国大使館警務部規定」(前掲『外務省警察史』復刻版、第八卷、三九四〜三九五頁)。なお、翌一九三四年二月の改正により、在滿大使館警務部の警務部長の他、第一課長兼第二課員および監察官を「憲兵佐官又ハ尉官」がやはり外務省「囑託」として充てられることとされた(同前、第九卷、五〜七頁)。

(38) 外務省亜細亞局第二課「在滿警察機關統合問題」(一九三三年六月。前掲「在滿帝国警察機關統制關係雜件」所収)。

(39) 外務省亜細亞局第二課「所謂「憲兵一本制度」ニ付テ」(一九三三年六月。前掲「在滿帝国警察機關統制關係雜件」所収)。

(40) なお、以上、本稿第二、三章に見た事例以外に、序章でとりあげたように、飯嶋、前掲論文は、満洲国において満洲国軍政部と民生部を統合して治安部を設置した「軍警統合制度」(一九三七年七月〜四三年四月)と朝鮮における憲兵警察制度との間に類似性を見いだそうとしている。この点について簡単に触れておくと、少なくとも本稿の枠組みからは、「軍警統合制度」と憲兵警察制度は性格的に異なるものと考えた方がよいように思われる。すなわち、「軍警統合制度」の場合は軍政組織と文政組織が(治安部という組織によって)「一体化」しているが、本稿で取りあげた三つの事例はいずれも軍政組織と文政組織が「併存」していることが重要な制度的

前提となっている。併存する両組織における警察機構の制度的橋渡しをする仕組みとして用いられたのが憲兵警察制度だったのである。また、「軍警統合制度」の創設に際して、朝鮮憲兵警察制度を参照したという資料も今のところ管見の限りでは見いだせない。